社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成２９年度 事業計画

目　　次

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅱ　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

Ⅲ　セクション別重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

１．関係機関と連携を図り生活困窮者の自立を支援します【地域福祉課 総務係】・・・・４

２．地域福祉活動の支援を強化します【地域福祉課 地域支援係】・・・・・・・・・・・４

３．地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進します

【地域福祉課　南部地域包括支援センター】・・・４

４．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます

【在宅介護課 居宅介護支援係】・・・・・・５

５．訪問介護員の資質向上に努め、利用者の地域での暮らしを支えます

【在宅介護課 訪問介護係】・・・・・・・・５

６．生活機能の維持・向上ができるサービスの提供と地域との連携に努めます

【通所介護課 通所介護係】・・・・・・・・５

Ⅳ　事業活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

１．地域福祉課　総務係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

２．地域福祉課　地域支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３．地域福祉課　南部地域包括支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４．在宅介護課　居宅介護支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．在宅介護課　訪問介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

６．通所介護課　通所介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

７．チーム運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、生きづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

このような状況の中、平成２８年度は、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、「制度の縦割りの限界」や「つながりの再構築」について検討が進められているところです。

これらの社会的課題については、従来から社会福祉協議会が積極的に取り組んできたことと大きな差異はないものの、住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目ざして、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの地域の課題に向き合い、「地域共生社会」の実現を目ざしてこれまでの活動をより強く推進することが期待されています。

一方、平成２９年度から全面施行される社会福祉法人制度改革においては、基本視点として、公益性・非営利性の徹底や、住民に対する説明責任、地域社会への貢献を社会福祉法人に対して強く求めています。特に、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられているため、保有する財産は、計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元すること（地域公益事業）が求められています。

本会では『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「介護サービスの充実」に加えて、「地域公益事業の実施」を中核に掲げて、社会福祉法人として住民参加の促進を有機的に推進しながら、社会的孤立、生活困窮などの新たな福祉ニーズに積極的に取り組む必要があります。

財政面では、介護保険制度の改正並びに介護報酬の見直しにより、本会における介護事業収入は減少傾向ですが、新設予定の介護職員処遇改善加算をはじめとする各種加算を積極的に取得することにより、事業者として介護従事者等の処遇改善を実施し、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組み、安定した法人運営を目ざします。

Ⅱ　基本方針

基本方針１　住民が主役の地域福祉活動を支えていきます

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に地域での人と人とのつながりが希薄化する傾向にあります。こうした状況の中、介護や育児に同時に直面する世帯（いわゆるダブルケア）など様々な分野の課題が絡み合って複雑化し、対応が困難なケースが増えていることから、地域での住民同士の支えあい活動（地域福祉活動）への期待が更に高まっているところです。

公的制度外のニーズに対応するために、従来から展開している「ふれあいサポート事業」、「小地域福祉委員会活動」、「ファミリーサポート事業」に加え、地域で誰もが通える住民主体の「居場所づくり」への支援を強化することで、子育て中の世帯から障がいのある方や高齢者まで対象を問わず総合的に地域生活を支援できる仕組みを構築します。

基本方針２　社協の特性を活かして、住民の立場に立った地域生活を支えていきます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

平成２７年度に行われた介護報酬改定は、将来の更なる高齢化に向けて、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにするという「地域包括ケアシステム」の基本的な考え方を実現していくことを目的に行われています。地域に密着したサービスへのシフトが進む中、関係機関との連携はもとより、専門職として地域住民と関わっていきます。

併せて、今後も増大する介護ニーズへの対応や、質の高い介護サービスを確保するため、介護人材の確保を目的とした対策も推進します。

また、介護保険制度の改正に伴い、精華町でも平成２９年４月から予防給付の一部が、地域の実情に応じた取り組み（介護予防・日常生活支援総合事業）に移行するなど大きな転換期を迎えている中で、社協の特性を活かしながら介護予防・日常生活支援総合事業並びに独自事業を実施します。

基本方針３　時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします

平成２９年度は、改正社会福祉法が全面施行されます。社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

これらの趣旨を踏まえ、地域住民の信頼に応える社会福祉法人の在り方を実現するために、理事会並びに評議員会それぞれの機能を強化し、定数の見直しとともに役職員の人材育成、資質の向上など、引き続き経営体制の強化を図り、情報公開、

財務規律の強化、地域公益事業についても積極的に実施します。

Ⅲ　セクション別重点目標

１．関係機関と連携を図り生活困窮者の自立を支援します【地域福祉課 総務係】

生活福祉資金貸付事業については、教育支援資金の貸付相談及び貸付件数が増加し、相談内容も複雑化するなか償還率は下がる傾向にあります。生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者自立相談支援事業並びに家計相談支援事業を実施する行政機関の相談員など関係機関と連携を図り、単に福祉資金の貸付及び償還請求を行うだけにとどまらず、生活困窮者(世帯)の自立のための支援を意識しながら相談援助を行います。

２．地域福祉活動の支援を強化します【地域福祉課 地域支援係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

『他人事』になりがちな地域づくりを地域住民が『我が事』として主体的に取り組むことのできる仕組みとして、住民相互の助けあいの仕組みである小地域福祉委員会の活動を強化するとともに、小学校区圏域の校区連絡会設置を関係者とともに検討し、地域福祉活動の発展・強化を目ざします。

また、人と人とのつながりの再構築を目ざし、地域で共生できるまちづくりの実現に向け、孤立せずにその人らしい生活が送れるよう、誰もが気軽に集うことできる居場所づくりの取り組みを支援します。

また、ダブルケア（子育てしながら親の介護を行う状態）などの課題に柔軟に対応できるよう、「ふれあいサポート事業」や「ファミリーサポート事業」の担い手となる地域住民を養成し、支援体制を強化します。

３．地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを推進します

【地域福祉課 南部地域包括支援センター】

平成２９年度からの新総合支援事業の開始に伴い、要支援および総合事業対象者に対する介護予防ケアマネジメントを実施します。高齢者等の誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を続けられるよう支援します。

また、地域包括ケアシステムの実現に向け、地域包括支援センターの役割として「個別課題・解決機能」「地域包括支援 ネットワークの構築」「地域課題の発見・把握」を行う「地域ケア会議」を開催していきます。

住民組織や企業の社会貢献活動との連携・協働などを通して、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、地域全体で課題を解決できるよう繋げていきます。

４. 利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます

【在宅介護課 居宅介護支援係】

住み慣れた自宅でその人らしい生き方や、いつまでも社会参加・身体機能維持が出来るように要介護状態となられた方のケアプランを作成します。本人や家族の意向に沿ったケアプランを、多職種と連携しながら自立支援を目指します。

さらなるサービスの質の向上を図る為にも、研修や講習会に積極的に参加して職員の質の向上と専門性を高めていきます。

また、ケアマネだよりの発行など、周知のための取り組みを継続しながら、顔の見える関係づくりを進めていきます。

５．訪問介護員の資質向上に努め、利用者の地域での暮らしを支えます

【在宅介護課 訪問介護係】

中重度の要介護者や認知症高齢者、地域の障がい者が住み慣れた地域や自宅で暮らしていけるよう、質の高いサービスを提供するために、訪問介護員の資質向上に努めます。

訪問介護事業をいろんな世代の人たちに、より知っていただくために、ホームページやヘルパー通信「ふわり」の発行、福祉体験学習の講師など積極的に活動していき、周知に努めます。

また、介護保険外である細やかなサービスが提供できる自費サービスを活用し、利用者の生活の質の向上とその人らしく生活することを支援します。

６. 利用者が安心して自宅で過ごすことができるサービスの提供と地域との連携に努めます

【通所介護課 通所介護係】

介護保険制度改正による総合事業開始により要支援認定で移行する必要がある方が通所型サービスＡ（おたっしゃ倶楽部）及び通所型サービスＣ（アクティブプラス）に問題なく移行できるように関係機関と連携を図ります。

また、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりの実現に向けて、地域においても様々な取り組みがされていますが、自宅での生活が安心した生活となるように通常規模型・認知症対応型（ほっとぴあ）ともに利用者の受け入れを積極的に行い、在宅生活を支援していきます。ほっとぴあにおいては、地域との連携や運営の透明性を確保し、より良いサービス提供に努めるために、ほっとぴあ運営推進会議を年２回開催します。

より良いサービスを提供するためには、職員の資質向上も必要です。職員のキャリアパス要件として掲げている計画に基づいて、キャリアごとの研修を充実させ、引き続き職員の資質向上を目ざします。

Ⅳ　事業活動計画

１．地域福祉課　総務係

（１）法人の運営に関する会議等の運営　676 千円

①正副会長会議（三役会議）の開催

②理事会・評議員会の開催

③監事による監査の実施

④評議員選任・解任委員会の開催（必要時）

⑤役員・顧問及び評議員の改選事務

（２）事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進　41 千円

①情報公開・個人情報の保護に関する業務

②福祉サービス苦情解決事業の実施

（３）給与・人事・経理等関係事務　6,867 千円

①給与事務

②労務管理・福利厚生事務

③人事にかかる事務

④予算案編成・決算案調整

⑤出納業務

⑥労働安全衛生に関する事務

（４）各種基金及び積立金の造成管理

（５）生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉　3,223 千円

（６）福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉　4,383 千円

（７）住民の権利を守るための相談事業の実施　374 千円

①弁護士による無料法律相談事業の実施

②司法書士による無料法律相談事業の実施

（８）施設及び固定資産管理業務　12,927 千円

①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉

②デイサービスセンター保守点検管理業務

２．地域福祉課　地域支援係

（１）会員増強運動の実施　106 千円

①会員増強計画の作成

②普通会員・賛助会員・法人会員の募集

（２）地域福祉活動の推進　14,378 千円

①小地域福祉委員会（２０か所）活動支援業務

・小学校区圏域の校区連絡会の検討《新規》

②地区福祉推進委員等研修会の開催
③レクリエーション機器等貸出事業の実施
④ふれあいサポート事業の実施【重点】
→支援体制の強化・協力会員５０名（前年度実績から＋１４名）
⑤絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉
⑥ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉
⑦第２層生活支援コーディネーターの設置〈受託事業〉

（３）ボランティア活動の推進　2,755 千円
①ボランティアセンター運営委員会の開催
②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
③ボランティア保険等に関する業務
④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
⑤ボランティア活動に関する講座の開催
⑥ボランティア連絡協議会・災害ボランティアセンター等への活動支援

（４）高齢者等を対象とした事業の実施　13,916 千円
①配食サービス事業の実施〈受託事業〉
②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉
③外出支援事業の実施〈受託事業〉
④テレフォンサービス事業の実施

（５）ひとりぐらし老人の会・介護者家族の会等の当事者組織の支援

（６）児童等を対象とした事業の実施　1,097 千円
①子育てサロンへの活動支援
②地域児童福祉活動助成事業の実施
③小・中・高等学校における福祉体験学習への支援

（７）障害者を対象とした事業の実施　78 千円
①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉
②日常生活用具貸出事業の実施
③障害者サロンへの活動支援

（８）各種イベントへの参加・協力
①ふれあいまつり
②せいか祭り
③障害児者ふれあいのつどい
④けいはんなふれあいコンサート
⑤せいかまちづくり塾

（９）共同募金配分事業の実施　4,048 千円
①福祉関係団体への支援
②地域サロン活動の支援

③共同募金会事務局の運営

３．地域福祉課　南部地域包括支援センター

（１）予防給付等に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉　10,240 千円

①介護予防ケアプランの作成

②新総合事業介護予防ケアマネジメント《新規》

③サービス担当者会議の開催

④モニタリング・アセスメント業務の実施

⑤給付管理業務の実施

（２）総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉　4,683 千円

①相談業務の実施

②高齢者の権利擁護業務の実施

（３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉　7,499 千円

①支援困難事例等への指導・助言業務の実施

②包括的・継続的なケア体制構築業務の実施

③地域ケア会議の開催

（４）地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務

①地域包括連絡会議の開催

②認知症サポーター養成講座の実施

（５）企業の社会貢献活動の支援業務（まちの福祉サポート店事業）　142 千円

（６）介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉　75 千円

４．在宅介護課　居宅介護支援係

（１）要介護者ケアマネジメント業務　24,967 千円

①ケアプランの作成

②サービス担当者会議の開催

③モニタリング・アセスメント業務の実施

④給付管理業務の実施

（２）介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉　50 千円

（３）地域での介護相談業務の実施《新規》

（４）ケアマネだよりの発行　6 千円

５．在宅介護課　訪問介護係

（１）要介護者・要支援者への訪問介護事業の実施【重点】　33,008 千円

→１ケ月延べ利用回数７００回（前年度実績から△１００回）

①（予防）訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（２）障害者居宅介護事業の実施　1,781 千円
①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②個別ケア会議の開催
（３）難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉　1 千円
（４）訪問（自費）サービスの実施　100 千円
（５）ヘルパー通信ふわりの発行　12 千円

６．通所介護課　通所介護係

（１）要介護者・要支援者への通所介護事業の実施【重点】　55,166 千円
→目標稼働率８０％（前年度実績から＋７％）
①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②サービス担当者会議の参加
③機能訓練の強化

（２）認知症要介護者・要支援者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施【重点】
29,968 千円
→目標稼働率６５％（前年度実績から＋１０％）
①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供
②サービス担当者会議の参加
③事業啓発の強化
④ほっとぴあ運営推進会議の開催

（３）通所型サービスＡ「おたっしゃ倶楽部」の実施《新規》　3,660 千円
※平成２８年度までは委託事業として実施。制度改正に伴い、平成２９年度から自主事業として実施するため、制度上、新規事業として位置づけています。

（４）通所型サービスＣ（旧：二次介護予防者介護予防事業）の実施〈受託事業〉
3,160 千円
（５）デイサービスセンター防災訓練等の実施
（６）家族交流会の実施　30 千円
（７）デイ通信の発行　42 千円

７．チーム運営

（１）職員研修の実施　555 千円
（２）広報啓発事業の実施　1,395 千円
①せいか社協だよりの発行
②ホームページの充実
③社協職員による出張セミナーの実施
④マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣
⑤地域福祉活動ライブラリーの充実

（３）地域福祉活動計画推進委員会の開催　128 千円

（４）第４次地域福祉活動計画の策定業務《新規》　5,002 千円

（５）居場所づくり支援事業の実施　930 千円

①絆カフェの開催（継続実施）

②空き家等を活用した地域での多様な居場所づくり【重点・新規】

→子育て支援や子どもの学習支援、高齢者の健康体操など多様な機能を併せ持つ拠点を１か所整備し、地域住民（ボランティア）や福祉関係団体と協働運営します

（６）社協ふくし相談の実施　355 千円

（７）部会の運営